

●香川県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年7月14日から同年8月3日まで一般の縦覧に供する。

令和5年7月14日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上字上生山 1353番2地先から	前	10.7~36.2	67	余剰地の不用物件化
高松市塩江町安原上字上生山 1758番6地先まで	後	8.9~36.2	67	